

# 令和4年度「ジャパンSDG s アワード」の具体的実施方法について

令和4年6月9日

SDG s 推進本部幹事会決定

「ジャパンSDG s アワード」実施要領（平成29年12月22日SDG s 推進本部幹事会決定。以下「要領」という。）の9に基づき、令和4年度「ジャパンSDG s アワード」の具体的実施方法について、下記のとおり定める。

## 記

### 1 公募の対象

要領2に基づき、「持続可能な開発目標（SDG s）実施指針改定版」（令和元年12月20日SDG s 推進本部決定）やそこに掲げられた優先課題を踏まえ、SDG s 達成に資する優れた取組を行っている企業又は団体等を表彰対象とする。ただし、原則として拠点を日本国内に有する団体に限ることとする。また、応募単位は活動単位ではなく、企業または団体等单位とし、1企業または団体等につき1件までとする。

また、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合等の不正又は不誠実な行為があった場合は、表彰の対象としないことがある。

なお、過去の「ジャパンSDG s アワード」のSDG s 推進本部長（内閣総理大臣）賞及びSDG s 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）賞に受賞歴がある企業または団体等は受賞対象とならないこととする。

### 2 公募の手続

内閣総理大臣官邸及び外務省ホームページにより、案件の募集を行う（自薦に限る）。

### 3 選定方法

要領7（2）に基づき、「ジャパンSDG s アワード」選考委員会による選考、SDG s 推進本部への報告を経て、同本部が決定する。

### 4 選考委員会

外務省地球規模課題審議官は、要領7に基づき、「ジャパンSDG s アワード」選考委員会（以下「選考委員会」という。）をSDG s 推進本部幹事会の下に開催する。

(1) 選考委員会の任務

選考委員会は、別紙の「ジャパンSDGsアワード」表彰基準等に基づき審査を行った上で、被表彰者の案を作成し、SDGs推進本部に報告する。

(2) 選考委員会の構成

選考委員会は、SDGs推進円卓会議構成員により構成される。

(3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、外務省地球規模課題総括課において処理する。

5 表彰の種類及び対象

(1) SDGs推進本部長（内閣総理大臣）による表彰

極めて顕著な功績があったと認められる企業・団体等

(2) SDGs推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）による表彰

特に顕著な功績があったと認められる企業・団体等

※その他、特筆すべき功績があったと認められる企業・団体等について、特別賞を付与する場合がある。

6 表彰数

SDGs推進本部長（内閣総理大臣）による表彰は1件、SDGs推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）による表彰は4件程度とする。

7 表彰時期

受賞者の公表及び表彰式は令和4年12月下旬頃に実施する（予定）。

8 結果の通知

12月下旬頃、受賞者に係る報道発表資料を外務省ホームページに掲載することをもって、全応募者への結果の通知とする（受賞者のみ、別途連絡を行う）。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けない。

## 「ジャパンSDGsアワード」表彰基準等

応募申請用紙の記載内容等を踏まえ、下表の各項目について、4段階の基準で評価を行い、総合的に選考する。

### (1) 評価項目

項目	概要
普遍性	①国際社会においても幅広くロールモデルとなり得る取組であるか ②国内における取組である場合、国際目標達成に向けた努力としての側面を有しているか ③国際協力に関する取組である場合、我が国自身の繁栄を支えるものであるか
包摂性	①「誰一人取り残さない」の理念に則って取り組んでいるか ②多様性という視点が活動に含まれているか ③ジェンダーの主流化の視点が活動に含まれているか
参画型	①脆弱な立場におかれた人々を対象として取り込んでいるか ②自らが当事者となって主体的に参加しているか ③様々なステークホルダーを巻き込んでいるか
統合性	①経済・社会・環境の分野における関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しているか ②統合的解決の視点を持って取り組んでいるか ③異なる優先課題を有機的に連動させているか
透明性と説明責任	①自社・団体の取組を定期的に評価しているか ②自社・団体の取組を公表しているか ③公表された評価の結果を踏まえ自社・団体の取組を修正しているか

※ 類似の賞の受賞歴等は参考評価とし、採点はしない。

### (2) 新たな評価項目

変革性 ①次の世代も見据えて、社会を変革する潜在性を有しているか

②(既に)社会に変革をもたらしているか

連帯性と行動変容 ①自らが主体となりながら、関係するステークホルダー(個人を含む)の行動変容に繋がっているか

②行動変容の連鎖をもたらしているか

### (3) 評価基準

評価	評価基準
A	極めて顕著な功績があったと認められる
B	特に顕著な功績があったと認められる
C	顕著な功績があったと認められる
D	顕著な功績は認められない

以上